明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第四十三条第二項第一号	賦課決定が	賦課決定又は租税特別措置法第九十七条の二第二十四項の規定により準用する第三十条第二項の特別決定が
	国税	国税又は特別還付金
第四十三条第二項第二号	税額	税額又は特別還付金につき納付すべき額
第四十三条第三項及び第四項	国税に	国税又は特別還付金に
第四十三条第五項	国税を	国税又は特別還付金を
第四十六条第一項	国税で次に掲げるもの	特別還付金でその納付すべき期限がその損失を受けた日以後に到来するもの
	その納期限（	その特別還付金の納期限（
	その国税	その特別還付金
第四十六条第二項	国税	特別還付金
第五十六条第一項	還付金又は国税に係る過誤納金（以下「還付金等」という。）	特別還付金
	還付しなければ	支払わなければ
第五十六条第二項	還付すべき還付金等について還付	支払うべき特別還付金について支払
第五十七条第一項	還付金等が	特別還付金が
	その還付を	その支払を
	国税（	特別還付金又は国税（
	限る。	限る。以下この項において「特別還付金等」という。
	還付に代えて、還付金等	支払に代えて、特別還付金
	その国税	その特別還付金等
	その還付金等	その特別還付金
	となる国税	となる特別還付金等
第五十七条第二項	還付金等	特別還付金
第五十八条第二項第一号及び第二号	還付金等の請求権	特別還付金の支給を受ける権利
第六十条第三項	国税	特別還付金
第六十条第四項	税額の属する税目の国税	特別還付金
第六十二条第一項	国税	特別還付金
	税額	特別還付金の額
第六十二条第二項	国税	特別還付金
第七十一条第一項第二号	賦課決定	賦課決定又は特別決定
第七十三条第一項	国税の徴収権	特別還付金を徴収する権利
	国税に	特別還付金に
第七十三条第一項第一号	更正又は決定　その更正又は決定	租税特別措置法第九十七条の二第十五項（特別還付金の支給）の規定による決定　その決定
	国税の第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）	特別還付金の同条第二十項
第七十三条第一項第四号	督促　督促状	租税特別措置法第九十七条の二第二十四項において準用する第三十七条（督促）の規定による督促　督促状
第七十三条第四項	国税の徴収権	特別還付金を徴収する権利
	国税（	特別還付金（
	国税に	特別還付金に
第七十三条第五項	国税（	特別還付金（
	国税の徴収権	特別還付金を徴収する権利
	国税が	特別還付金が
	国税に	特別還付金に
第百十七条第一項	納税申告書の提出その他国税	租税特別措置法第九十七条の二第三項（特別還付金の支給）に規定する特別還付金請求書又は同条第十二項に規定する変更決定請求書の提出その他特別還付金
第百十七条第二項	国税の納税地を所轄する税務署長	租税特別措置法第九十七条の二第三項に規定する所轄税務署長

25　第七項及び第十六項の特別還付金の支払については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条の十の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第五十七条」とあるのは「第五十七条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十七条の二第二十四項において準用する場合に限る。）」と、「該当する還付金等」とあるのは「該当する特別還付金」と、同項第二号中「国税に係る還付金等」とあるのは「租税特別措置法第九十七条の二第一項に規定する特別還付金」と、「の還付」とあるのは「の支払」と、「当該還付金等」とあるのは「当該特別還付金」と、同条第三項中「還付金等の還付」とあるのは「特別還付金の支払」と、「当該還付を」とあるのは「当該支払を」と、「当該還付金等」とあるのは「当該特別還付金」と読み替えるものとする。